

○秋田県木材産業協同組合連合会定款

(昭和49年5月22日制定)

改正 昭和51年 6月28日
昭和53年 7月 8日
平成 9年 6月17日
平成13年 6月26日
平成16年 6月23日
平成21年 1月 5日
平成30年 5月24日
令和 元年 5月24日
令和 3年 5月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、秋田県木材産業協同組合連合会と称する。

(地区)

第3条 本会の地区は、秋田県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を秋田市に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、文書により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の行う構造改善事業促進のための共同施設の設置及び運営
- (2) 所属員の取扱う木材・木製品、建築資材等の販売促進
- (3) 会員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び会員のためにするその借入
- (4) 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合に対する会員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする会員に対するその債権の取り立て
- (5) 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (6) 中止企業倒産防止共済事業に関する受託業務
- (7) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合業務に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (8) 前号の事業のほか、所属員の福利厚生に関する事業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

2 第1項第8号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

第3章 会員

（会員の資格）

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内において、次の各号の要件を備える者とする。

- (1) 木材の生産、製材、加工、販売を行う小規模の事業者で組織する事業協同組合
- (2) 前号の事業協同組合で組織する事業協同組合連合会

（加入）

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承認を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資口数に応じ、他の会員の払込済出資額と同額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

（自由脱退）

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

（除名）

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する払込済出資額（本会の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各会員の払込済出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第14条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他やむを得ない理由があるとき

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第17条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称及びその代表者名並びに住所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき

(過怠金)

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第1項第5号の規定による団体協約に違反した会員

- (2) 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
- (3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

(会計帳簿等の閲覧等)

第19条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会对して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資1回の払込金額は、1口つき3,000円とする。

- 2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各会員に発してするものとする。
- 3 本会は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その会員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込に充てることことができる。

(延滞金)

第22条 本会は、所属員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会对する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 会員の持分は、本会の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当たっては、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 8人以上13人以内
- (2) 監事 2人又は3人

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。
ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。
ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間

とする。

- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、会員又は会員たる法人の役員でない者は、理事については3人、監事については1人を超えることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第27条 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第28条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本会は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本会は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第29条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第30条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第31条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任さ

れた選考委員が行う。

- 2 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第32条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第33条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第34条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
- 3 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第35条 本会に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第36条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第37条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第38条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第39条 会員は、第37条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人

をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その会員又はその会員の役員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる会員の数は、2人以内とする。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

(総会の議事)

第40条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第41条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

(緊急議案)

第42条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第37条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第43条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1会員に対する貸付け（手形の割引を含む。）又は1会員のためにする債務保証の残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第44条 総会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の出席方法
- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決件数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第45条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第46条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第47条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第48条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第49条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 出席会員の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (10) 理事会の招集を請求し出席した会員の意見の内容の概要
 - (11) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要
 - (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 会員の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした会員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面につき同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第50条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会計

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第52条 本会は、出資総額の2分の1に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第54条及び第55条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第53条 本会は、減資差益(第13条第1項ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第54条 本会は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第55条 本会は、第7条第1項第7号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第56条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第52条の規定による法定利益準備金、第54条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第57条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額、若しくは会員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。
- 3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第58条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第59条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。ただし、退職金共済制度に加入してこれに代えることができるものとする。

附 則

(実施の時期)

- 1 この定款は、成立の日（昭和49年5月22日）から施行する。

(任期の特例)

- 2 設立当時の役員の任期は、第24条（役員の任期）の規定にかかわらず、第1回通常総会の日までとする。

(事業年度の特例)

- 3 設立当時の事業年度は、第49条（事業年度）の規定にかかわらず、本会成立の日始まり昭和50年3月31日に終るものとする。

附 則

この定款は、昭和51年6月28日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年7月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年6月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年6月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年5月29日から施行する。